

令和3年第4回取手市議会定例会提出予定議案説明記録

実施年月日	令和3年11月26日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案の第56号から79号までの24件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第56号、取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び議案第57号、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市立福祉会館及び取手市立市民会館につきまして、令和4年度から国民の祝日に関する法律（祝日法）に規定する休日においても開館することといたしましたので、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。議案第58号、取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市立障害者福祉センターつつじ園につきまして、さらなる障がい者支援の充実を図ることを目的に、令和4年4月より日中一時支援事業の利用時間を延長するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第59号、取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、さらなる障がい者支援の充実を図ることを目的に、令和4年4月より新たに日中一時支援を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第60号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業における諸記録の作成、保存等に関し、書面に代えて電磁的記録による方法が認められることから、本条例の一部を改正するものであります。

議案第61号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和4年1月から適用される健康保険法施行令等の改正に合わせ、出産育児一時金の支給額を40万8,000円とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第62号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和4年度から茨城県内において、国保税の賦課方式が統一されることになったこと及び令和4年4月から適用される全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布等を踏まえ、賦課方式の変更及び国保税の減額の規定に係る所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第63号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本件につ

きましては、税制改正による寡婦控除の見直し及びひとり親控除の創設が行われることによる用語の整備を行うほか、引用する規定の削除が行われることによる所要の整理及び舟山住宅の用途廃止に伴う本条例からの削除を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 64 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、容積率の特例許可制度が新たに導入されることに伴い、共同住宅の容積率の特例の許可申請に係る手数料を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 65 号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、北浦川水門の改修により道路形態が変更されたもの及び開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 66 号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、北浦川水門の改修により道路形態が変更されたものについて、当該市道を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 67 号、市道路線の廃止についてであります。本件につきましては、道路としての用途、機能を有しなくなった当該市道を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 68 号から議案第 75 号までの指定管理者の指定についてであります。これらの案件につきましては、既に指定管理者制度を導入し、令和 3 年度末をもって指定管理の期間が満了となる市内各施設におきまして、引き続き指定管理者による施設の管理を行っていくため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第 68 号及び議案第 69 号、取手市立福祉会館及び取手市立市民会館の指定管理者の指定についてであります。取手市立福祉会館及び取手市立市民会館につきましては、平成 22 年から指定管理制度を導入し、公益財団法人取手市文化事業団が管理運営を行っております。同事業団はその設立目的を、市民に対しすぐれた芸術文化活動の奨励・育成を図り、両会館の健全な管理運営を行うこととしており、また地域に根差した活動実績が評価されていることから、令和 4 年度以降についても引き続き同事業団を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 70 号、取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターあけぼの及び取手市立老人福祉センターさくら荘の指定管理者の指定についてであります。取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターあけぼの及び取手市立老人福祉センターさくら荘につきましては、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設という観点から、施設利用者との信頼関係、職員の専門性及び継続的な関わりが必要なため、令和 4 年度以降についても引き続き、社会福祉法人取手市社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第 71 号、取手市立障害者福祉センターつつじ園の指定管理者の指定についてであります。取手市立障害者福祉センターつつじ園につきましては、利用者と施設管理者との

信頼関係が特に重視される福祉施設であり、利用者も管理者を信頼し、安心して通っております。人員体制も整っており、他の民間施設では受入れ困難なケースでも受入れ対応し、セーフティーネットの役割も果たすなど公共サービスの安定性や信頼性に定評があることから、令和4年度につきましても、引き続き社会福祉法人取手市社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号、取手市立障害者福祉センターふじしろの指定管理者の指定についてであります。取手市立障害者福祉センターふじしろにつきましても、利用者と施設管理者との信頼関係が特に重視される福祉施設であり、利用者も管理者を信頼し安心して通っております。利用者や地域の福祉ニーズに応えるため様々な事業を企画し利用者の拡大にも努めている一方で、施設管理においても確かな実績により安定的な運営を行っているため、令和4年度以降についても、引き続き社会福祉法人取手市社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第73号、取手市立こども発達センターの指定管理者の指定についてであります。取手市立こども発達センターにつきましても利用者と施設管理者との信頼関係が特に重視される福祉施設であり、従事している職員は全ての利用者の状況を十分に把握し、利用者からも信頼されております。市との連携も十分に図られており、また今後も支援の一貫性を保ち安定したサービスを提供するため、令和4年度以降についても引き続き、社会福祉法人取手市社会福祉協議会を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第74号、取手市立介護予防拠点施設の指定管理者の指定についてであります。取手市立介護予防拠点施設であるいきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稲、げんきサロン藤代の4施設につきましては、ボランティアの力を上手に活用した施設運営がなされており、常に利用者目線でのサービス向上に努めております。今後も高齢者が気軽に安心して利用できる施設であり続けるため、令和4年度以降についても、引き続き社会福祉法人取手市社会福祉協議会を指定管理者としていたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号、取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷及び取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の指定管理者の指定についてであります。取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷及び取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷につきましては、介護保険法に適用される介護老人福祉施設という観点から、専門的介護を継続することによる利用者との信頼関係が必要なため、令和4年度以降につきましても引き続き、社会福祉法人取手市社会福祉事業団を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億5,333万円を増額し、予算総額を405億5,873万1,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容といたしまして大きく3点ございます。まず1点目は、ふじしろ図書館空調設備改修事業であります。老朽化が進んでおりますふじしろ図書館の空調設備につきましては、今年度実施設計を行

い、来年度当初予算に工事費を計上する予定でありましたが、来年度の図書館システムの更新とあわせて休館するためには、今年度から部品の調達を行う必要があること等から、前倒しをして、2か年の継続費を設定し、改修工事を行うものであります。2点目は、ふるさと取手応援寄附金推進事業であります。補正予算第8号におきましても増額を行ったところではございますが、引き続き市内事業者の返礼品が好評なこと等から、寄附金収入の増額及びこれに伴う事業費の増額を計上しております。3点目は、年度途中におけます状況の変化に対応するものとして、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費、生活保護費といった扶助費の増額を行うものであります。歳入予算の主な補正内容といたしましては、教育費寄附金として教育行政に役立ててほしいという趣旨の寄附を2件頂きましたことから、寄附金収入及びそれに伴う歳出予算を計上しております。またその他、歳出事業のそれぞれに伴う国県の負担金や補助金、地方債を計上するほか、補正予算の財源調整として財政調整基金を繰入れしております。第2表、継続費補正につきましては、先ほどご説明申し上げましたふじしろ図書館空調設備改修事業を追加するものであります。第3表、債務負担行為補正につきましては、令和4年4月1日から業務を行うため、事前に契約等の準備が必要となる議会会議録作成支援システム保守点検業務委託など48件を追加し、1件を変更するものであります。第4表、地方債補正につきましては、市道整備事業債など3件の限度額を変更するものであります。

議案第77号、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本件につきましては、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ等における国民健康保険税の収納業務を委託するため及び現在使用している公用車の契約満了による再リース契約の締結をするため、債務負担行為の追加及び変更を行うものであります。

議案第78号、令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,129万8,000円を増額し、予算総額を32億9,637万円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、後期高齢者医療共通経費負担金の増額、医療給付費納付金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、事務費繰入金の増額、医療給付費負担分繰入金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける後期高齢者医療保険料の収納業務を委託するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

議案第79号、令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,262万4,000円を増額し、予算総額を88億2,801万2,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護給付費の増加に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金の増額を計上しております。債務負担行為の補正につきましては、コンビニエンスストアにおける介護保険料の収納業務を委託するため、現在使用し

ている公用車の契約満了による再リース契約の締結をするため及びいきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稲、げんきサロン藤代の4施設について、指定管理に係る協定を締結するため、債務負担行為の追加設定をするものであります。

以上、24件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。提出する議案につきまして、慎重審議の上、可決決定、また御承認をいただきますようお願いを申し上げます。なお詳細につきましては、所管部長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○政策推進部長（井橋貞夫君） おはようございます。政策推進部、井橋です。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。12月定例議会に上程予定の議案につきまして、各所管部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、政策推進部所管の議案第56号、57号について説明させていただきます。まず、議案第56号、取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第57号、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてですが、今回の改正案は、指定管理により管理運営しています福祉会館、市民会館は、これまで、国民の祝日に関する法律に規定する休日においては休館としておりました。令和4年4月より、祝日も開館することにする改正案でございます。これにより、令和4年度は15日の祝日が開館できることにより、より集客を見込めるイベントの開催や市民の皆様が祝日を利用してイベントに参加しやすくするものです。なお、12月29日から1月3日につきましては、従前のおり休館となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） おはようございます。福祉部、稲葉です。議案第58号から60号まで、福祉部所管分について御説明申し上げます。議案第58号、取手市障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。現在、障害者福祉センターつつじ園では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス及び日中一時支援を行っています。今回、さらなる障がい者支援の充実を図るため、令和4年4月より日中一時支援の利用時間を延長するため、本条例の一部を改正するものです。改正点としましては、利用時間午前9時から午後4時とある規定を、午前9時から午後6時までとし、2時間延長するものであります。

続きまして、議案第59号、取手市障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。障害者福祉センターふじしろでは、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスを行っています。今回さらなる障がい者支援の充実を図るため、現実施事業に加え、令和4年4月より、新たに日中一時支援事業を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第60号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。改正の概要としましては、条例の基準となっている内閣府令特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴

うものであります。具体的には、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者の事務や利用する保護者、保護者への説明において、諸記録の作成、保存等に関し、書面に代えて電子的記録による方法や対応が認められたことにより、本条例の一部を改正するものであります。以上でございます。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうからは議案第61号及び議案第62号につきまして、続けて御説明を申し上げます。議案第61号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。令和4年1月1日施行の健康保険——失礼しました、健康保険法施行令の改正を踏まえまして、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から、条例が定めます額40万8,000円に改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。これは、健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を改正する政令が、令和3年8月4日に公布されたことに伴うもので、これまで、被保険者が出産をする場合に、出産育児一時金を40万4,000円及び加算金1万6,000円の合わせて42万円を支払っておりました。この加算金額の根拠となるものは、産科医療補償制度対象の医療機関に対しまして、被保険者が支払う掛金が令和4年1月1日より1万6,000円から1万2,000円に引下げられることになりました。しかしながら、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべきとされ、健康保険法施行令等の改正が行われ、取手市もそれに準じて条例の改正をするものでございます。改正点につきましては、出産育児一時金につきましては、現行の40万4,000円を40万8,000円に改正し、出産育児一時金加算金が現行の1万6,000円から1万2,000円に改正するものでございます。なお、支給総額につきましては、先ほどの御説明のとおり、現行と同額の42万円となります。

続きまして、議案第62号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。国民健康保険税の賦課方式について、現行の3方式——内訳といたしましては、所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額の合算額となるものから、2方式——同じく内訳としましては、所得割額・被保険者均等割額の合計額に変更するとともに、地方税法の一部改正に伴いまして、未就学児に対する国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるほか、当該減額措置を踏まえまして、国民健康保険税の減免に係る規定の整備等を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。これは、国民健康法及び地方税法の一部を改正する政令が、令和3年6月11日に公布されたこと、及び茨城県が県国民健康保険運営方針において、令和4年度から県内の国民健康保険料もしくは保険税の賦課方式を2方式に統一することとしていることに伴いまして、取手市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正点でございますが、まず1点目としまして、本則中にごございます、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の部分を国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額に、また国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額に改めるものです。2点目は、世帯別平等割に関する規定を削除するものとなります。続きまして3点目としまして、未就学児に対し国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずる規定を追加するものとなります。最後に、4点目となりますが、18歳以下の被保

険者に対する被保険者均等割額に対する減免の規定から未就学児を除くものとなります。

以上、議案第 61 号及び 62 号に関する説明を終わります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第 63 号、取手市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。議案書の 2 ページを御覧ください。今回の改正点は 3 点ございます。1 つ目の改正点である本条例第 7 条第 3 項につきましては、引用する東日本大震災復興特別区域法第 20 条は令和 3 年 3 月 11 日までの 10 年間に限り規定された条文で、期間満了に伴い削除されたことから本条例から削除するものです。続いて 2 つ目の改正点ですが、本条例第 9 条第 3 項第 2 号につきましては、これまで市営住宅に優先して先行して入居させることができる要件の 1 つとして、20 歳未満の扶養している寡婦または寡夫と条文に記載されております。これまで要件に当てはまらなかった独り親について、本改正で条文に追加することにより選考要件の緩和を図るものです。最後に 3 つ目の改正点となる、本条で別表（第 3 条関係）につきましては、令和 3 年 8 月をもちまして全ての居住者が退去したことにより、舟山住宅の用途廃止に伴い本条例別表から削除するものです。議案第 63 号の説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、議案第 64 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、一定規模以上の敷地面積を有し、市街地環境の整備改善に資すると認めて許可した場合に、容積率の上限を緩和できる特例許可制度が創設されることに伴い、特例許可申請手数料 16 万円を設定するものでございます。以上です。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第 65 号、第 66 号、第 67 号につきましては、一括して御説明させていただきます。最初に議案第 65 号、市道路線の認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、北浦川と小貝川の合流地点である北浦川水門の改修に伴い、小貝川堤防取付け道路として築造された 1 路線のほか、開発行為により市に帰属された 3 地区 8 路線について、市道路線として新たに認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と、2 ページの位置図並びに 3 ページの認定図 1 をあわせて御覧ください。路線名は 2-6188 号線、起点は神浦 1033 番 4。終点は神浦 1034 番 6。延長は 126.6 メートル、幅員は最大で 6 メートル、最小で 5.85 メートルでございます。小貝川堤防取付け道路で、北浦川水門とその上流の豊田堰の間に位置しております。これまで国土交通省で管理をされておりましたが、北浦川水門の改修や隣接する戸田井排水機場の改築事業が完了したことから、国から市へ移管された路線です。

議案書 1 ページの表に戻りまして、1-4591 号線です。位置図は 4 ページ、認定図のほうは 5 ページとなっております。起点は井野二丁目 1164 番 16、終点は井野二丁目 1164 番 8。延長は 39.23 メートル、幅員は最大で 14 メートル、最小で 6 メートルです。開発行為により市に帰属した路線で、場所はキリンビール取手工場の南側、井野二丁目地内で、起点部分が市道 0115 号線に隣接し、終点部分に転回広場が設けられております。

再び議案書 1 ページの表に戻りまして、1-2811 号線です。6 ページの位置図並びに認定図 3 を併せて御覧願います。起点は稲 591 番 38、終点は稲 590 番 4、延長は 169.66 メートル、幅員は最大で 11 メートル、最小で 6 メートルです。開発行為により市に帰属し

た路線で、場所はキャノン取手事業所の西側、稲向原地内で起点終点部分ともに市道 1-2542 号線に隣接しております。

議案書 1 ページの表に戻りまして、上から 4 番目の 1-4743 号線から最下段の 1-4748 号線までの 6 路線につきまして一括して御説明いたします。8 ページの位置図並びに 9 ページの認定図 4 をあわせて御覧ください。各路線の起点終点番地、延長最大最小幅員につきましては表のとおりとなっております。東取手病院西側の井野前土井地内において、開発行為により市に帰属した 6 路線で、市道 1-4354 号線、1-4733 号線、1-4352 号線に隣接した路線となっております。議案第 65 号の説明は以上となります。

続きまして議案第 66 号、市道路線の変更について御説明いたします。本件につきましては、北浦川と小貝川の合流地点である北浦川水門の改修に伴い、小貝川の堤防形状並びに北浦川の護岸形状に変更が生じたことから、市道路線延長に変更が生じた当該 2 路線につきまして、議会議決を求めるものです。

議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図並びに 3 ページと 4 ページの変更図 1 をあわせて御覧ください。市道 0224 号線は、小貝川堤防の形状変更により、延長は 3,694.6 メートルに短縮され、終点が神浦 945 番 1 に変更となっております。

議案書 1 ページの表に戻りまして、市道 2-6167 号線です。2 ページの位置図並びに 5 ページと 6 ページの変更図 2 をあわせて御覧ください。北浦川護岸の形状変更により、延長は 394.1 メートルに短縮され、終点が神浦 943 番 2 に変更となっております。なお、当該 2 路線とも起点の番地並びに道路幅員の変更はございません。議案第 66 号の説明は以上となります。

最後に議案第 67 号、市道路線の廃止について御説明いたします。本件につきましては道路としての用途、機能を有しなくなった当該 3 路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページの位置図並びに 3 ページの廃止図 1 をあわせて御覧ください。市道 0216 号線ですが、北浦川水門の改修や隣接する戸田井排水機場の改築事業が完了したことにより、当該市道は国土交通省管轄の管理用通路として位置づけられたことを受け、市道としての用途を有しなくなったため廃止するものです。起終点の番地、延長、最大最小幅員につきましては、表のとおりとなっております。

議案書 1 ページの表に戻りまして、1-1330 号線です。4 ページの位置図並びに 5 ページの廃止図 2 を御覧ください。当該市道はゆめみ野駅の北東側、下高井特定土地区画整理事業地外区域境に位置することから、区画整理事業により道路が分断されたことにより、道路としての機能を有しなくなったため廃止するものです。

再び議案書 1 ページの表に戻りまして、1-4353 号線です。6 ページの位置図並びに 7 ページの廃止図 3 を併せて御覧ください。当該市道は、先ほど議案第 65 号、市道路線の認定の際に御説明いたしました東取手病院西側の井野前土井地内の開発行為により、道路としての機能を有しなくなったため廃止するものです。市道の認定・変更・廃止についての議案説明は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。続きまして、議案第 68 号、議案第 69 号、指定管理者の指定につきまして、説明させていただきます。説明の前に、議

案 68 号から議案第 75 号の指定管理者の候補者の選定に関する資料をサイドブックに掲載させていただいておりますので、後ほど参考に御覧いただければと思います。

それでは、議案第 68 号、議案第 69 号、指定管理者の指定について説明させていただきます。政策推進部所管の福祉会館及び市民体育館の管理運営は、指定管理制度により令和 3 年 3 月 31 日まで公益財団法人取手市文化事業団になっております。令和 4 年 4 月 1 日からにつきましても、政策推進部での部内検討会議や取手市公の施設指定管理者選定委員会を 2 回開催し、指定管理者候補者として、これまでの地域に根差した活動実績や市民の文化振興のために、幅広くバランスのよい鑑賞機会の提供等により、非公募で公益財団法人取手市文化事業団が適正と認められましたので、議案として提出させていただきます。議案第 68 号及び第 69 号の説明は以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第 70 号から議案第 73 号までを一括して御説明いたします。取手市立老人福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘、取手市立障害者福祉センターあけぼの、取手市立障害者福祉センターつつじ園、取手市立障害者福祉センターふじしろ、取手市立こども発達センター、以上申し上げました 6 施設につきましては、現在、社会福祉法人取手市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、令和 4 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が満了となります。取手市公の施設指定管理者選定委員会において審査を行った結果、選定方法を非公募とし、同法人が適正であると審査されたため、指定管理者候補者として決定されました。指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間となります。以上の理由から、社会福祉法人取手市社会福祉協議会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、飛びますけれども、議案第 75 号、取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷及び取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の指定管理者の指定についてであります。両施設につきましては指定管理者として管理運営を行っておりますが、令和 4 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が満了となります。取手市公の施設指定管理者選定委員会において審査を行った結果、選定方法を非公募とし、同法人が適正であると審査されたため、指定管理者候補者として決定されました。指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 30 日までの 4 年間となります。以上の理由から、社会福祉法人取手市社会福祉事業団を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。一つ戻りますが、議案第 74 号、健康増進部所管の指定管理施設につきまして御説明を申し上げます。議案第 74 号、取手市立介護予防拠点施設の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。取手市立介護予防拠点施設でございます、いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稲、げんきサロン藤代の 4 施設につきましては、指定管理者制度によりまして令和 4 年 3 月 31 日まで、社会福祉法人取手市社会福祉協議会により管理運営を行っております。令和 4 年 3 月 31 日におきまして、現指定管理期間が満了することから、取手市公の指定管理者選定委員会におきまして、現指定管理者が次期指定管理者の候補として適正と

認められましたので、次期、令和4年4月1日から令和8年3月31日までにつきましても、引き続き社会福祉法人取手市社会福祉協議会による指定管理をお願いしたく、指定管理者の指定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。それでは、議案第76号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明いたします。御手元に議案書とあわせまして、令和3年度一般会計12月補正予算（案）の概要と、令和3年度12月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので、御覧いただければと存じます。

初めに、令和3年度一般会計12月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく4点ございます。1点目に、ふじしろ図書館空調設備改修事業、2点目に、ふるさと取手応援寄附金推進事業の増額、3点目に、障害者自立支援給付費等の扶助費の増額、そして4点目に、令和4年4月1日から開始する来年度の業務について、事前に契約等の準備が必要となるため債務負担行為の設定を行うもの。これらの4つを基本としつつ、その他、緊急性があるもの等について計上しております。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億5,333万円を増額し、予算総額を405億5,873万1,000円とするものでございます。それでは、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。先に、歳入歳出補正について説明し、その後、債務負担行為について御説明いたします。歳入歳出予算についての説明は、議案書に基づき歳入歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち、歳出に伴うものにつきましても、歳出の説明の際に御説明させていただきます。また、人件費の補正につきましても、上半期の執行状況を基に年度末までに過不足の生じるおそれのある科目について、人件費総額を変更せずに財源調整をしている現員現給の調整ですので、説明は割愛させていただきます。

では、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。議案書の13ページを御覧ください。中段の18款、寄附金、1項、寄附金のふるさと取手応援基金寄附金につきましても、今年の10月末の時点で、既に3億円を超える寄附を頂いております。9月議会でも補正予算第8号において増額したところですが、引き続きビール等の市内特産品が好調であること、民間ポータルサイトを拡充した効果が見込みを上回っていることなどから、年度全体で7億円の寄附額を見込みまして、9月補正後の寄附金5億円から2億円を増額するものです。

続きまして、19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、1億5,113万4,000円を取り崩すものです。同じくその下の公共施設整備基金繰入金は、ふじしろ図書館空調設備改修事業に340万円を充当するものです。また、その下のふるさと取手応援基金繰入金は寄附金の増額に伴い、歳出では民間ポータルサイトへの業務委託料などの経費も増額になりますので、その財源として1億円を、また防災訓練に要する経費において、るるぶ取手の印刷に227万円を充当するため、合わせて1億227万円を繰り入れるものです。

次に、22款、市債、1項、市債の市道整備事業債は、歩道橋補修工事の増額に伴い360万円を増額するものです。同じく、その下の合併特例債は、ふじしろ図書館空調設備改修

事業に6,560万円を充当するものです。その下の公共施設等除却債は、市営住宅の解体工事に1,710万円を充当するものです。

続きまして、歳出でございます。議案書14ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費ですが、こちらは寄附金の増額に伴いまして、頂いた寄附金を基金へ積み立てるための積立金2億円及び返礼品代金を含むふるさと取手応援寄附受付等業務委託料1億円。合計で3億円を増額するものです。

続きまして、15ページを御覧ください。2款、総務費、2項、徴税費の市税過誤納還付金は、主に市県民税において過年度の税額変更に伴う還付が多く生じていることから、年度末までに不足が見込まれるため250万円を増額するものです。歳入歳出予算における財政部所管の説明は、以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。総務部所管の歳出予算の補正内容を説明させていただきます。補正予算書14ページ下段を御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、11目、災害対策費、防災訓練に要する経費です。国土交通省、1都6県、こちらは東京都・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・栃木県・神奈川県、そして開催地である取手市が主催する第70回利根川水系連合・総合水防演習を、令和4年5月21日に取手緑地運動公園にて開催を予定しております。当日の参加者及び来場者に対し、取手市の魅力をPRするため、観光パンフレットのるるぶ取手を配布する予定ですが、開催日までに準備するためには今年度中に事業者と契約を行う必要があるため、るるぶ取手2万5,000部の印刷製本費253万円を計上するものです。総務部所管の歳出予算は以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部所管分についてご説明申し上げます。16ページからになります。1項、社会福祉費の介護給付費等に関する経費は、障がい者福祉サービスのうち、共同生活援助、就労継続支援などの利用が増えたことにより、扶助費で1億円、審査支払手数料で10万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の5,000万円、県負担金4分の1の2,500万円をそれぞれ増額しております。

次に、17ページになります。補装具費に関する経費は、義足や座位保持装具など高額補装具の支給及び修理の申請件数が多いことから、扶助費で820万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の410万円、県負担金4分の1の205万円をそれぞれ増額しております。

その下、地域生活支援事業に関する経費は、障害理解のためのあいサポート運動研修時に使用するハンドブックの印刷製本費45万円、研修受講後に受講生配布するあいサポーターバッチの購入費11万5,000円を計上しております。

意思疎通支援事業委託料は、手話通訳者の派遣を希望する聴覚障がい者の申請件数が増えていることから、42万1,000円を増額しております。この歳出に伴う歳入として、国補助金28万5,000円、県補助金13万8,000円をそれぞれ増額しております。

続きまして、同ページの下段、老人福祉費を御覧ください。介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計補正に伴い、2,162万5,000円を増額しております。また市内の社会福祉法人が施設の改修を行うに当たり、国から交付金が交付されるため、介護保険施設整備

に要する経費に、地域介護・福祉空間整備推進補助金として2,153万4,000円を新規に計上しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に同額の2,153万4,000円を計上しております。

次に2項、児童福祉費です。18ページになります。児童手当事務に要する経費は、児童手当制度の一部変更により、令和4年度支給分から所得限度額の設定及び現況届の提出が省略となることから、手当受給世帯への周知に関する事務費188万4,000円を増額します。財源は国補助金、子ども・子育て支援事業費補助金が交付されます。

次に19ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が増えたことにより、扶助費で4,800万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金2分の1の2,400万円、県負担金4分の1の1,200万円をそれぞれ増額しております。

続きまして、民間保育園運営に要する経費は、民間保育園等への補助金で、国基準額の増額改正や、当初予定より多くの園での事業の実施や、利用児童数の増加が見込まれるため、不足分について補助金1,403万6,000円を増額しました。この歳出増に伴う歳入として、国補助金271万1,000円、県補助金442万1,000円をそれぞれ増額しております。

次に、21ページになります。3項、生活保護費です。生活保護に要する経費は、生活保護受給者の増加に伴い扶助費1,700万を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金4分の3の1,275万円を増額しております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部の大野でございます。それでは健康増進部、所管の歳入歳出について御説明を申し上げます。まず、補正予算書の18ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金、1,129万8,000円の増でございます。こちらは茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する令和3年度の市町村共通経費負担金が決定したことと、令和2年度の——失礼しました、令和2年度分の後期高齢者医療給付費負担金の確定により精算額を増額補正するものでございます。その下段にございます医療福祉費助成に要する経費については、財源充当の変更を行うものでございます。これは令和2年度のマル福事業について、県負担分の医療福祉費が確定したことによるもので、これに伴いまして、補正予算書13ページになりますが、16款、県支出金、2項、県補助金、医療福祉医療費過年度として、337万7,000円を計上しております。

続きまして、補正予算書の22ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、母子衛生事務に要する経費における、新型コロナウイルス感染症対策経費として100万円を増額しております。母子保健医療対策総合支援事業の一環として、産後ケア事業を実施する医療機関の感染拡大防止を図るための消毒液等の消耗品費となっております。これにあわせまして、歳入に関しましては、12ページの15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金、産後ケア事業感染拡大防止対策事業費補助金として同額の100万円を計上しております。補助率は10分の10となっております。

申し訳ございませんが、22ページに戻りますが、同じく3目、母子衛生費でございます。母子保健に要する経費における、特定不妊治療関係経費として、200万円を増額して

おります。不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るための事業で、9月末現在での実績が当初の見込みを上回り、今後も治療助成を利用する対象者の増加が見込まれることから、増額をするものでございます。

同じく22ページの4目、生活習慣病対策費、生活習慣病対策事務に要する経費における健康管理システム等改修委託料として、45万1,000円を増額しております。令和4年度に向けて、国より健康診査や検診——今後は健診と略させていただきますが、その結果の利活用に向けた標準化整備事業に関する要綱が定められ、健診結果等の電子化した情報につきまして、転居時等の市町村間の引継ぎや、個人が一元的に確認できる仕組みの構築として、既存の健康管理システムの改修を図るものでございます。これにあわせまして、歳入に関しましては、12ページの15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金として27万2,000円を計上しております。こちらの補助項目は2つに分かれておりまして、健診結果等の様式の標準化整備事業として2分の1、こちらは対象が45万1,000円のうち16万5,000円の2分の1となります。また、健診情報連携システム整備事業として3分の2が補助され、対象は45万1,000円のうち28万6,000円の3分の2を補助となっております。

22ページに戻りますが、同じく4目、生活習慣病対策費、生活習慣病対策検診対策検診に要する経費における子宮がん検診関係経費として246万8,000円を増額しております。子宮がん検診は集団検診及び医療機関検診として実施しておりますが、9月末現在での受診者数が当初の見込みを上回り、今後も受診者数の増加が見込まれることから増額をするものでございます。以上、健康増進部所管の説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。補正予算書24ページをご覧ください。5款、農林水産業費、1項、農業費の農業振興に要する経費16万1,000円の増額は、機構集積協力金交付事業補助金として、農地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けることを条件として、経営転換やリタイヤする農業者に貸付け面積に応じて協力を交付する資料を増額補正しております。今回、農業者1名、107アールが該当となりました。この事業に係る歳入は、補正予算書13ページをお願いします。16款、県支出金、2項、県補助金、機構集積協力金交付事業補助金として、県から全額補助されるため、歳出同額を歳入で計上しております。

戻っていただきまして、24ページ、同じく1項、農業費、水田農業構造改革対策に要する経費2,408万7,000円の増額は、米の生産数量目標に応じて、飼料用米、麦、大豆などの転作作物を生産した農業者に対して、農業再生協議会を通じて、水田農業転作等実施補助金を交付しております。今年度関係機関と連携し、転作作物、飼料用米への推進を図ったところ多くの協力が得られ、実績が確定したため不足額を増額しております。

次に、同ページの土地改良事業に要する経費116万7,000円の増額は、岡堰土地改良区において、県の補助事業を活用し、小文間地区の農業用パイプライン整備の全体工事を今年度に前倒しをして実施するため、市負担分を増額補正しております。

次に、補正予算書25ページを御覧ください。6款、商工費、1項、商工費のわくわく

取手生活実現事業に要する経費 949 万 4,000 円の増額は、東京 23 区または東京圏から市内に移住して、就業、起業またはテレワークのいずれかの要件を満たした場合に、茨城県と協働して移住支援金を交付しております。今年 3 月から就業に関する要件にテレワークが追加され、転職しなくても受給できるようになったことに伴い、申請者が増加し不足額が見込まれるため増額補正しております。この事業に係る歳入は、補正予算書 13 ページをお願いします。16 款、県支出金、2 項、県補助金、わくわく茨城生活実現事業補助金として 4 分の 3 の県支出分、712 万円を計上しております。以上、まちづくり振興部所管の補正予算となります。よろしく願いいたします。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。私からは、建設部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書 26 ページ上段を御覧ください。7 款、土木費、1 項、土木管理費、道路管理に要する経費は、委託料として 187 万円を計上しております。戸頭地内の常総ふれあい道路、市道 0106 号線において、アスファルト舗装面にひび割れやわだちが発生し、傷みの激しい舗装面の応急的な修繕を毎年実施している状況です。また、以前に路盤改良工事を実施した区間においても舗装面の破損が生じていることから、大規模な改修工事が必要な時期を迎えております。舗装面の破損する原因を探るため、路盤や路床などの地下の状況を調査する経費として、道路舗装状況調査委託料を計上するものです。

同じく 26 ページ下段を御覧ください。2 項、道路橋りょう費、道路維持補修に要する経費は、修繕料と委託料、工事請負費の合わせて 2,527 万 8,000 円を増額しております。まず、修繕料 1,200 万 4,000 円の増額です。内容といたしましては、通学路交通安全対策プログラムにて要望のあった米田地区の市道 0233 号線の区画線——外側線の塗り替えを約 500 メートル実施するほか、藤小地区、新取手五丁目地区、駒場二丁目地区、井野二丁目地区、井野台五丁目地区の合計 5 地区においても区画線——外側線、センターラインの塗り替えを実施いたします。そのほかの修繕としまして、傷んだアスファルト舗装の補修を西二丁目地区及び宮和田地区の 2 か所、新取手五丁目地区の計 4 地区で実施いたします。また道路側溝の修繕や新たな排水管渠の設置など、台宿二丁目地区、井野台三丁目地区、井野一丁目地区、戸頭地区、小文間地区の計 5 地区で実施いたします。

続きまして、委託料です。382 万 2,000 円の増額です。常総ふれあい道路において、大雨の際に道路側溝に土砂や落ち葉などが堆積することによる部分的な道路冠水などが発生していることから、約 6.4 キロメートルの区間で道路清掃車による L 型側溝の清掃を実施いたしました。そのほかの冠水しやすい市道においても道路側溝清掃を実施したことなどから、道路清掃委託料を増額するものです。

次に、工事請負費です。945 万 2,000 円の増額です。新町横断歩道橋の補修工事詳細設計時に実施した調査結果を受け、夜間工事を実施する際の現場施工条件などの見直しが必要となったことから、工事請負費を増額するものです。なお、当該工事請負費の財源内訳ですが、地方債を充当するほか、要求額 945 万 2,000 円のうちの 55%となる 519 万 8,000 円を防災・安全交付金にて充当いたします。交付金の歳入増額につきましては、補正予算書 12 ページ中段に記載されておりますので、後ほど併せて御覧いただければと思います。

続きまして、28 ページ上段を御覧ください。3 項、都市計画費、緑地等管理に要する経費は、不動産鑑定委託料として 38 万 5,000 円を計上しております。あけぼの市民緑地の敷地は、取手市所有地のほか 6 人の民間所有者で構成されております。6 人の所有者の方とは、無償で市と貸借契約を結んでいただいております。昨年 12 月に、2 人の土地所有者の方から民間への売却も視野に土地売買を検討しているところだが、市で買い取っていただくことは可能か、との相談を受け、関係各課と今後の市民緑地の在り方について検討を行いました。その結果、市として貴重な平地林であるあけぼの市民緑地を引き続き保全に努めていくことが賢明であるとの結論に至ったことから、今後土地所有者との買取り協議を行うに当たり、土地の買収単価を確定する必要があることから、不動産鑑定料を計上するものです。なお、当該事業の財源は全額、みどりの基金を充当するため、一般財源の持ち出し等はございません。

続きまして、保存緑地・保存樹木等に要する経費は、保存緑地・保存樹木等助成金を 30 万円増額しております。米ノ井神明神社の保存樹木第 4 号として指定されているケヤキの木は、経年による腐食により、上部の幹が裂け周辺の市道に落下する恐れがあったことから、所有者である神社側で、10 月 1 日から 16 日にかけて伐採作業が実施されました。伐採に要する費用につきましては、取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例に基づき、費用の一部として 30 万円を神社側に助成いたしました。以上のことから、毎年度末に支払いを行っている保存樹木、保存緑地、保存樹木の年間管理に対する助成金に不足が生じるため増額するものです。当該事業の財源につきましても全額みどりの基金を充当いたします。その結果、みどりの基金充当額の総計は、先ほど説明いたしました、あけぼの市民緑地不動産鑑定委託料も含めまして 68 万 5,000 円となります。みどりの基金繰入金の増額に関する歳入につきましては、補正予算書 13 ページ中段に記載されております。後ほど併せて御覧ください。

最後になります。同じく 28 ページの下段を御覧ください。4 項、住宅費、市営住宅管理に要する経費は、市営船山住宅全戸 4 棟 8 戸及び宮和田住宅 1 棟 1 戸の解体に要する工事請負費として、1,910 万 7,000 円を計上しております。議案第 63 号、市営住宅条例の一部を改正する条例についての説明の際にもお伝えしましたとおり、市営舟山住宅は令和 3 年 8 月末をもって全ての居住者が退去したことから、市営住宅としての役目を終えました。一方、市営宮和田住宅は 2 戸の住宅のうち 1 戸は、令和 3 年 9 月末に居住者が退去したことにより、残る管理戸数は 1 戸を残すのみとなりました。舟山・宮和田両住宅とも、木造住宅の耐用年数である 30 年を大幅に超過しており、老朽化も著しいことから、強風や震災等の自然災害の際に大きく損傷したり倒壊するおそれがございます。早期に両住宅を解体するため、解体に要する工事請負費を計上するものです。なお今回の舟山住宅の解体に伴い、敷地内に設置されている防火水槽も合わせて解体いたします。また解体後の舟山住宅の跡地の利活用方策についてでございますが、先週 19 日、庁内検討会、学校跡地等利活用方策検討委員会において協議・検討がなされました。現在の市営住宅の入居率、入居希望者の減少などを鑑み、解体後の跡地につきましては、建替えではなく売却に向け関係各課と調整を進めていくという方向性が示されたことをご報告申し上げます。以上、

建設部所管の補正予算の説明となります。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部所管の歳出補正について御説明いたします。補正予算書 29 ページを御覧ください。8 款、消防費、1 項、消防費、職員の福利厚生に要する経費につきましては、令和 4 年度採用職員が 4 月 1 日から勤務するために必要な被服一式を購入するため、137 万 4,000 円を増額補正するものです。

続きまして、その下になります。消防水利の維持管理に要する経費につきましては、先ほど建設部長より説明のありました市営舟山住宅解体工事に伴い、敷地内の防火水槽が撤去されることで消防水利の未整備区域が発生することから、消防水利未整備区域を包括する消火栓を新たに設置するため、186 万 5,000 円を増額補正するものです。消防本部所管の歳出補正については、以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中でございます。教育委員会関連の補正内容について御説明いたします。まず、歳入の説明となります。補正予算書 13 ページをお開きください。中段にあります教育費寄附金 2,068 万 7,000 円です。こちらは、2 件の寄附の合計となります。1 件目は、市内に在住の個人の方から教育事業への充当を希望すると趣旨で 2,000 万円の御寄附をいただきました。2 件目は、寺原地域で活動されている住民有志の団体であります寺原フラワーロード協力会から、寺原小学校のために役立ててほしいとの趣旨で 68 万 7,000 円余りの御寄附をいただきました。なお、これら寄附金を充当する歳出につきましては、それぞれの項目で御説明いたします。

次に、歳出の説明になります。30 ページをお開きください。教育情報機器整備に要する経費、355 万 8,000 円については、学校でのオンライン授業や会議に利用するウェブカメラを 110 台購入するため、消耗品費 155 万 8,000 円を計上します。財源には寄附金の一部を充当いたします。また児童生徒の家庭にインターネット環境がない世帯へ貸出しを行うためのモバイルWi-Fi ルーター 200 台を購入するため、200 万円を新たに計上いたします。財源は、補助率 10 分の 10 の公立学校情報機器整備費補助金により充当いたします。なお、通信費については各御家庭での負担となります。

30 ページ下段から 31 ページにかけての特別支援教育に要する経費 47 万 9,000 円については、学習障がいのある児童生徒を早期に発見し対応に当たるために、4 種類の検査キットを 6 中学校区ごとに 1 セットずつ購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、教育総合支援センターに要する経費 64 万 5,000 円については、教育総合支援センターの相談業務を担う職員のスキルアップを目的として、日々の相談内容に対応した DVD 教材 54 万 5,000 円を購入いたします。また、センターに通っている児童生徒が利用する児童図書の一部を更新するため、児童図書購入費 10 万円を計上いたします。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、学力向上推進事業に要する経費 28 万 6,000 円については、教職員の指導力向上を目的としたオンライン研修を充実させるため、受講者の意見等を可視化しながら共有できるよう大型モニターを購入し、藤代庁舎の会議室に設置するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、小学校管理に要する経費 798 万 4,000 円については、小学校において支援を必要とする児童数の増により、教育補助員の報酬を計上するものです。

次に、31 ページ下段から 32 ページにかけての小学校教育設備及び教材費に要する経費 813 万 8,000 円については、学校図書館に整備するため、図書を新たに購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、小学校コンピュータ整備に要する経費 70 万 7,000 円については、寺原小学校において、ICTを活用した事業を推進するため電子黒板とプロジェクターを購入するものです。財源には寺原フラワーロード協力会からの寄附金を充当いたします。

次に、中学校教育設備及び教材費に要する経費 378 万 6,000 円については、小学校と同様に、中学校の学校図書館に整備する図書を新たに購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。

次に、要保護・準要保護生徒就学奨励費の扶助費 71 万 9,000 円については、特別支援学級に就学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための補助事業において、当初想定した認定数に不足が見込まれるため、計上するものです。財源には、補助率 2 分の 1 の特別支援教育就学奨励費補助金より充当いたします。

次に 33 ページ、放課後児童対策事業に要する経費 571 万 4,000 円については、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務及び配慮が必要な児童が在籍するクラブの支援体制の強化を図るため、不足する支援員・補助員の配置に必要な報酬及び付随する共済費等について計上するものです。財源には国、県の子ども・子育て支援交付金より充当いたします。

次に 34 ページ、図書館管理運営に要する経費 6,900 万円については、ふじしろ図書館の空調設備を更新するための改修工事費となります。ふじしろ図書館は開館から 18 年が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、令和 3 年度——今年度の実設計を行い、令和 4 年度当初予算に工事費を計上する予定でしたが、安定稼働が危うい状況であり早急な改修が必要なことから、予定を前倒して工事を実施するものです。また、令和 4 年 6 月末に予定している図書館システム更新時期に合わせて改修工事を実施することで、休館日数を短縮するため、令和 3 年度から工事の準備行為を行う必要があることから、2 か年にわたる継続費を設定しております。継続費の補正は、補正予算書 5 ページ第 2 表のとおりで、年割額は令和 3 年度が 6,900 万円、令和 4 年度が 8,100 万円の合計 1 億 5,000 万円を見込んでおります。なお、財源には合併特例債及び公共施設整備基金繰入金より充当しております。最後に、埋蔵文化財センター活動に要する経費、561 万円については、現在使用している展示ケースに照明機能がなく、経年劣化により適切な資料管理ができないことから、新たに照明付きの展示ケースを 3 台購入するものです。財源には寄附金の一部を充当いたします。歳入歳出予算の説明は以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。議案書では、6 ページから 9 ページにかけて記載されております。こちらにつきましては、資料としまして令和 3 年度 12 月補正債務負担行為補正資料をお配りしておりますので、そちらを用いて各担当部長より御説明いたします。

初めに、財政部所管から御説明いたします。資料 1 ページ中段の 4 番、ふるさと取手応

援寄附受付等業務委託は、民間ポータルサイトへの返礼品の掲載や寄附の受付、寄附データの取りまとめ等についての業務委託で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は受け入れる寄附金額に応じて変動することから、協定等に基づく業務委託経費としております。5番、ふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料は、民間ポータルサイト上でクレジットカード決済による寄附が行われた際の収納手数料で、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は寄附金額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額に基本料金を加えた額としております。なお、これら2件は8月から新たに活用を開始した民間ポータルサイトについて、新年度の契約更新の意思決定を早期に行う必要があることから、今回から新たに債務負担行為を設定することになったものです。次に6番、市役所庁舎管理業務委託は、取手庁舎、新庁舎及び議会棟について、清掃管理、電気衛生設備運転管理、環境衛生管理を行うものです。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は2,314万円です。次に7番、市役所庁舎夜間警備業務委託は、取手庁舎、新庁舎及び議会棟の夜間警備に加え、外線電話の対応や婚姻届などの各種届出の受理などを行うものです。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は653万円です。

次に、2ページを御覧ください。8番、市役所電話交換業務委託及び総合案内業務委託は、市役所の電話交換や庁舎内放送などを行う電話交換業務と、来庁者を所管課等へ御案内する総合案内業務です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は1,563万円です。次に9番、市バス運転業務委託は、市が所有するバス2台と議長車、合わせて3台の運転業務について必要に応じて運転代行業務を委託するものです。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は338万円です。次に、ページ最下段の14番、市税収納業務取扱手数料は、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及びクレジットカードで市税を収納するための取扱手数料及び基本料金です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は市税収納業務委託取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数に乗じて得た額に基本料金を加えた額です。

次に、7ページを御覧ください。下段の変更ですが、当初予算で債務負担行為の設定を行いました公用車リース料の名称を「令和3年度その1」に変更するものです。次に、10ページを御覧ください。公用車リース料（令和3年度その2）の内訳のうち、財政部所管について御説明いたします。1番から6番まで、合計8台の車両につきましてリース期間の満了に伴い、車両の状態や走行距離に応じて新規リースまたは再リースを行うため、令和4年度から12年度までのそれぞれのリース期間で債務負担行為の設定を行うものです。

次に、11ページを御覧ください。事務用機器使用料（令和3年度）の内訳のうち財政部所管について御説明いたします。1番のファクシミリは、本庁舎3階で利用しているファクシミリについて新規リースを行うものです。リース期間は令和4年度から8年度まで、限度額は57万円です。債務負担行為の補正における財政部所管の説明は以上でございます。

○議会事務局長（吉田文彦君） 議会事務局、吉田です。それでは、資料の1ページにお戻りください。議会費関係の債務負担行為につきまして、御説明いたします。議会会議録作成支援システム保守点検業務委託及び議会会議録検索システム使用料の2件となります。

いずれも令和4年3月31日をもって契約期間が満了となり、再契約をするため、今回補正により債務負担行為を設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までとなります。限度額につきましては記載のとおりでございます。議会費関係は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 続きまして、政策推進部所管の3番、広報印刷業務委託と、47番、市民会館・福社会館指定管理料について説明させていただきます。まず、3番、広報印刷業務委託は、毎月1日と15日の年24回発行しております。広報とりでの印刷業務を委託するもので、期間は令和3年度から令和4年度、限度額933万円です。次に47番、市民会館・福社会館指定管理料は、現在の指定管理期間が今年度末で満了し、令和4年4月から新たな協定の締結が必要となるため、協定書に基づく指定管理経費について、令和3年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。総務部所管の債務負担行為の補正について御説明させていただきます。2ページ、10番、藤代庁舎管理業務委託です。こちらは、藤代庁舎の環境衛生管理及び空調設備の保守点検業務を委託するもので、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は539万円となります。次に11番、藤代庁舎清掃管理業務委託です。こちらは、藤代庁舎内共有部分の清掃と敷地内の清掃業務を委託するもので、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は587万円です。次に、12番、藤代庁舎夜間警備業務委託です。こちらは藤代庁舎閉庁時の17時15分から翌朝8時40分までの夜間警備を委託するもので、期間は令和3年度から4年度まで、限度額は578万円となります。次に13番、サイクルステーションとりで管理業務委託です。こちらは、取手駅西口自転車駐車場、サイクルステーションとりでの建物施設管理及び受付業務の年間業務委託締結によるもので、業務内容は駐輪場の受付管理業務、機械式駐輪場維持管理、機械式駐輪場定期部品交換及び建物施設管理となります。こちらの内容ですが、令和3年度からの変更点です。年度ごとに定期部品交換があり、令和15年度まで部品交換費が定められているところですが、令和3年度の261万5,000円に対し令和4年度は130万3,000円となり、131万2,000円の減額となります。また、業務終了時間について、取手駅の最終利用時間に合わせ、午前1時30分から午前1時〜30分繰上げますが、人件費単価の増により、前年度比146万1,460円の増額となります。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は3,906万円となります。

次に5ページ、32番、自治体窓口証明発行システム使用料です。こちらは、戸籍記載事項証明書や改正不適合戸籍の発行に必要なシステムで、平成28年度から令和2年度までの5年間のリース期間満了後、令和3年度は1年間に限り再リースを行い、令和4年度から令和8年度までの5年間、新たに新機種によるリース契約を行うものです。限度額は340万円となります。

次に、10ページを御覧ください。公用車リース料内訳のうち総務部所管について説明させていただきます。7番、取手支所の車両につきましては、駅前窓口にて使用中の公用車のリース期間の満了に伴い新規リースを行うため、令和4年度から10年度までの7年間のリース期間で債務負担行為の設定を行うものです。限度額は183万円です。債務負担

行為に関する総務部所管の内容は以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管の債務負担行為補正についてご説明申し上げます。3ページになります。15番、戸頭子育て支援センター清掃業務委託、限度額60万円です。支援センター内の清掃業務の委託で、令和3年度から令和4年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。次に5ページになります。33番、障害者福祉センターつつじ園指定管理料から、37番、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターふれあいの郷指定管理料及び次ページ40番、こども発達センター指定管理料の6件については、現在の指定管理期間が今年度末で満了し、令和4年4月から新たな協定の締結が必要なため、協定等に基づく指定管理経費について、令和3年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。次に6ページ、38番、緊急通報装置リース料、限度額5,798万円です。在宅の独り暮らし高齢者・障がい者等の世帯へ貸与する緊急通報装置のリース料を、令和3年度から令和8年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。続きまして41番、保育所給食調理業務委託、限度額8,841万円です。井野なないろ保育所、久賀保育所の調理業務の委託で、令和3年度から令和5年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。続きまして42番、保育所防犯カメラ設置管理業務委託、限度額806万円です。保育士が安心して保育サービス務め、一方児童の保護者においても、より安心の保育環境で施設利用ができるように、室内防犯カメラの設置管理業務委託の委託で、令和3年度から令和8年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

次に10ページ、別紙資料、公用車リース料の内訳を御覧ください。8番、障害福祉課所管の公用車リース料、限度額233万円です。障がい者支援において、主に訪問で使用する公用車のリース料で、令和4年度から令和12年度までのリース期間で債務負担行為を設定するものです。続いて、9番、子育て支援課所管の公用車リース料、限度額183万円です。療育システム市内保育所等の循環相談用で、令和4年度から令和11年度までのリース期間で債務負担行為を設定するものです。次に11ページ、事務用機器使用料の内訳を御覧ください。2番、子育て支援課所管のタブレット型パソコンリース分、限度額395万円です。井野なないろ保育所、久賀保育所のタブレットのリース料です。令和4年度から令和8年度までのリース期間での債務負担行為を設定するものです。以上、福祉部所管についてご説明申し上げました。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、まちづくり振興部所管について御説明いたします。資料3ページ、16番、取手駅西口・藤代駅南口公衆トイレ清掃業務委託は、取手駅西口・藤代駅南口に設置している公衆トイレ及び喫煙施設の清掃を行うものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額553万円の債務負担行為を設定するものです。以上です。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管債務負担行為補正につきまして御説明いたします。3ページの中段の17番と18番になります。取手駅東西口駅前広場・ギャラリーロード・歩行者デッキ清掃業務委託の限度額1,186万円と、藤代駅自由通路等清掃業務委託の限度額120万円でございます。本業務につきましては、清掃業務を令和4年4月1日から開始するにあたり、事前に契約などの準備が必要になるため、債務負

担行為の設定を行うものです。同じく3ページ下段の20番になります。北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託の限度額365万円です。本業務につきましては、公園管理業務を令和4年4月1日から開始するに当たり、事前に契約などの準備が必要となるため、債務債務負担行為の設定を行うものです。最後に、資料の6ページ下段の43番です。LED防犯灯リース料の限度額1億6,335万円です。平成24年に契約しましたLED防犯灯9,900灯の賃貸借期間は、令和4年3月31日をもって満了となります。LED防犯灯の寿命は、一般的に点灯時間6万時間、約13年と言われております。現在の防犯灯は設置後間もなく10年を迎え、3年後にはほとんどの防犯灯において交換が必要な時期を迎えます。仮に市の所有物として引き続き9,900灯の防犯灯の維持管理を続け、数年後に改めてリース会社から賃貸借契約するに当たっては、今後の市場情勢、製品価格の値上がり等の変化により、今回の債務負担行為設定金額よりも安価な金額で賃貸借契約を結ぶかは非常に不透明な状況です。また安全性の面ですが、新しい防犯灯に交換することにより、従来型より照射範囲が広がることにより、歩行空間の歩きやすさの向上であったり、防犯上の死角を少なくし、安全性の向上を図ることが出来ます。そのほか、従来型より消費電力量が少なくなることで、年間約34.5トンのCO₂削減に貢献できるという利点もございます。以上のことから、賃貸借契約満了後の防犯灯の維持管理方法につきましては、経済性や安全性の向上などの点を踏まえ、新たな器具と交換した防犯灯を10年間賃貸借契約することとなりました。LED防犯灯賃貸借を令和4年4月1日から開始するに当たり、事前に契約などの準備が必要となるため、債務負担行為の設定を行うものです。建設部所管につきましては、以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、都市整備部都市計画課所管についてご説明申し上げます。資料3ページの5段目、19番、分庁舎清掃管理業務委託でございます。限度額は55万円です。こちらにつきましては、新年度当初から業務が始まるため年度内にその準備行為が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。以上です。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部所管の債務負担行為の補正について御説明させていただきます。3ページの1番下、21番、消防庁舎清掃管理業務委託でございます。期間につきましては令和3年度から令和4年度まで、限度額については150万円でございます。こちらの内容につきましては、消防庁舎3署1出張所の清掃に係る業務を委託するものでございます。次に、6ページを御覧ください。下から2段目、44番、防火衣リース料でございます。期間につきましては、令和3年度から令和10年度まで、限度額につきましては631万円でございます。こちらの内容につきましては、今年度でリース契約が終了する職員分と令和4年度に採用する職員分の防火衣一式をリース契約するものでございます。消防本部所管の債務負担行為に関する御説明は、以上でございます。

○教育部長（田中英樹君） 続きまして、教育委員会関連の債務負担行為について御説明いたします。資料4ページ、表の22番からとなります。まず22番、ICT活用教育支援スタッフ業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は3,105万円です。令和4年4月から学校において本業務委託を行うに当たり契約の準備行為を行うため、債務

負担行為を設定する——追加するものです。次に23番、図書館清掃管理業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は639万円となります。令和4年7月から業務を行うに当たり、契約の準備行為を行うため債務負担行為を設定するものです。内容は取手及びふじしろ図書館の日常清掃や定期清掃を行うものです。次に24番、藤代スポーツセンター庭園管理業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は910万円となります。内容は、野球場、多目的グラウンド、ピクニック広場、エントランス等の草刈り業務、草処分等を行うものです。次に25番、藤代スポーツセンター総合体育館設備保守・清掃業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は910万円となります。内容は、藤代スポーツセンターの夜間警備業務、受付、清掃業務、各設備機器等管理保守点検業務を行うものです。次に26番、藤代スポーツセンター施設管理業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は324万円となります。内容は、藤代スポーツセンター屋外施設の管理、除草作業業務を行うものです。次に27番、藤代スポーツセンター屋外施設管理業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は495万円となります。内容は藤代スポーツセンター野球場、多目的グラウンド、ピクニック広場等の芝生土壌処理剤及び除草剤散布、テニスコートの清掃、人工芝用砂散布作業等の業務を行うものです。次に28番、藤代武道場管理業務委託です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は387万円となります。内容は藤代武道場の受付清掃業務を行うものです。次に29番、学校給食センター賄材料費令和4年4月分です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は1,084万円です。7月の給食開始に伴う契約の準備行為を行うため、4月分のみの債務負担行為を追加するものです。次に、6ページに移りまして、表の1番下の45番、小学校給食調理業務委託です。期間は令和3年度から5年度まで、限度額1億1,690万円です。内容は、小学校3校分、永山小・取手西小・高井小の給食調理業務を委託するものです。次に7ページに移りまして、46番、中学校給食調理業務委託です。期間は令和3年度から5年度まで、限度額は1億679万円です。内容は中学校3校分、取手一中・永山中・戸頭中の給食調理業務を委託するものです。次に48番、図書館配送業務委託です。期間は令和3年度から6年度まで、限度額は2,042万円です。内容は、図書館、小中学校、駅前窓口、公民館等を巡回する返却図書及び予約図書等の配送業務を委託するものです。次に、10ページの別紙に移りまして、公用車リース料（令和3年度その2）です。10番のスポーツトラクター及び11番の乗用スーパースターのリースとなります。期間は令和4年度から令和11年度まで、スポーツトラクターの限度額405万円、乗用スーパースターの限度額372万円です。内容は、藤代スポーツセンターにおいて、スポーツトラクター及び乗用スーパースターの老朽化による故障修理が多発していることから、新規で8年間の賃貸借料を設定するものです。教育委員会についての債務負担行為の説明は以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。最後となりますが、私のほうからは、健康づくり——失礼しました、健康増進部健康づくり推進課が所管いたします。債務負担行為についてご説明申し上げます。一覧6ページの39番となります。いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稲、げんきサロン藤代、指定管理料につきまして、現在の指定管理期間が今年度末で満了し、令和4年4月から新たな協定の締

結が必要なため、協定等に基づく指定管理経費について、令和3年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものでございます。以上で、債務負担行為の説明は終わります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政の牧野でございます。それでは恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、10ページを御覧ください。第4表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしました市道整備事業、合併特例債、公共施設等除却債の限度額を変更するものです。以上が、議案第76号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第12号）の説明となります。

続きまして、各特別会計補正予算につきまして、担当部長より御説明いたします。まず議案第77号、取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算に増減はなく、財政部所管の債務負担行為のみの補正となりますので、私から説明させていただきます。一般会計と同様に、令和3年度12月補正債務負担行為補正資料を用いて御説明いたします。資料の8ページを御覧ください。上段の国民健康保険特別会計です。1番、国民健康保険税収納業務取扱手数料は、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、クレジットカードで市税を収納するための取扱手数料です。期間は令和3年度から4年度まで、限度額は、国民健康保険税収納業務取扱に係る収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額です。次に2番、公用車リース料（令和3年度その2）は、資料11ページの中段を御覧ください。こちらは、国民健康保険税の徴収事務に使用している公用車1台について、2か年の再リースを行うため債務負担行為を設定するものです。リース期間は令和4年度から6年度まで、限度額は40万円です。次に、8ページにお戻りください。中段の変更ですが、当初予算で債務負担行為の設定を行いました公用車リース料の名称を、「令和3年度その1」に変更するものです。

以上が、議案第77号、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。それでは、議案第78号、令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の予算総額に、歳入歳出それぞれ1,129万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,637万円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、事業費繰入金32万4,000円の増でございます。これは、一般会計補正予算で御説明した茨城県後期高齢者医療連合会へ納付する市町村共通経費負担金について、令和3年度分が決定したことによるものでございます。その下段、医療給付費負担分繰入金1,097万4,000円の増でございます。こちらも同様に、令和2年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定により、精算額を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。5ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、後期高齢者医療事務に要する経費、32万4,000円の増でございます。これは歳入で御説明した茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する市町村共通経費負担金

について、令和3年度分が決定したことによるものです。内訳としましては、歳入で御説明した市町村共通経費負担金の増でございます。続いて下段となりますが、2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費、1,097万4,000円の増でございます。これは令和2年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が令和3年第2回の後期高齢者医療広域連合定例会において決定したことによるものです。内訳としましては、歳入で御説明した医療給付費負担分繰入金の増でございます。

最後に7ページを御覧ください。債務負担行為でございます。後期高齢者医療保険料について、コンビニエンスストア収納業務やスマートフォンアプリを用いた収納業務取扱手数料につきまして、債務負担を設定するものでございます。私のほうから以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして議案第79号、令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億2,801万2,000円とするものです。初めに、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。介護給付費の増加により、3款、国庫支出金7,726万4,000円、4款、支払基金交付金4,642万4,000円、5款、県支出金2,272万5,000円、7款、繰入金2,621万1,000円をそれぞれ増額しております。繰入金の内訳については、7ページを御覧ください。1項、一般会計繰入金2,162万5,000円、2項、基金繰入金458万6,000円はそれぞれ増額しております。

次に、歳出については増額が大きい主なものをご説明申し上げます。8ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費に要する経費は、居宅介護サービス給付費が利用者の増加により、当初見込みより増えることが予想されるため、7,000万円を増額しております。地域密着型介護サービス給付費に要する経費は、グループホームや小規模多機能型居宅介護及び地域密着型通所介護サービス等に関わる介護サービス給付費ですが、利用者の増加により4,000万円を増額しております。施設介護サービス給付費に要する経費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に入所したときの介護サービス給付費ですが、利用者の増加により2,200万円を増額しております。続いて2項、介護予防サービス等諸費、要支援1から2の介護予防サービス受給者数の増加により、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費が増えることが予想されるため1,900万円を増額しております。

最後に、債務負担行為補正について御説明いたします。13ページを御覧ください。介護保険料収納業務取扱手数料ですが、期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額は、介護保険料収納業務委託に関わる収納1件当たりの単価に収納件数を乗じて得た額に基本料金を加えた額として設定いたします。これは介護保険料の収納業務を各コンビニエンスストアに委託するためのものです。公用車リース料は、介護保険事務に使用する公用車のリース料について設定するもので、期間は令和3年度から令和6年度まで、限度額は90万円となります。いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西、げんきサロン稲、げんきサロン藤代、指定管理料については、現在の指定管理期間が今年度末で満了し、令和4年4月か

ら新たな協定の締結が必要なため、協定等に基づく指定管理費について、令和3年度から令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上、議案第79号に関する説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 以上で、各議案の説明を終了させていただきます。改めまして、各議案それぞれ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

鈴木文江